

第4編 災害復旧・復興

第1章 施設等の災害復旧

第1節 公共施設の災害復旧

第1 目的

被災した道路や河川等の公共土木施設、公共施設、農林業関連施設等の復旧事業の促進を図り、市民の生活基盤、産業活動基盤の早期確保に努める。

第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1. 公共施設災害復旧事業計画の作成						
災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、各被災公共施設に関する災害復旧事業計画を早急に作成する。計画策定にあたっては、関係機関と連絡調整を十分に図り、災害の再発防止、事業期間の短縮に努める。						
2. 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画作成						
被災施設の復旧に関し、国または県が費用の全部または一部を負担または補助するものについては、復旧事業費の決定及び査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。著しく激甚な災害発生の場合は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力し、激甚災害、局地激甚災害の指定を受けた時は速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出し、援助、助成等を受ける。						
3. 災害復旧事業の実施						
市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業費が決定され次第、必要な職員の確保等により、復旧事業を早期に実施する。						

第3 主な連携先となる関係機関と役割

連携先	役割
茨城県	土木施設復旧事業対応 農林水産関連施設復旧事業対応 激甚災害法に定める調査 負担金、補助金手続の実施
国	災害復旧査定

災害復旧事業の種類

- | |
|-------------------|
| ① 公共土木施設災害復旧事業計画 |
| ② 農林水産施設復旧事業計画 |
| ③ 都市災害復旧事業計画 |
| ④ 上・下水道災害復旧事業計画 |
| ⑤ 住宅災害復旧事業計画 |
| ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画 |
| ⑦ 学校教育施設災害復旧事業計画 |
| ⑧ 社会教育施設災害復旧事業計画 |
| ⑨ 復旧上必要な金融その他資金計画 |
| ⑩ その他の災害復旧計画 |

第2章 被災者生活支援

第1節 被災者支援対応

第1 目的

被災者に対する租税の徴収猶予、公共料金の特例措置等の積極的かつ円滑な推進や、災害により離職を余儀なくされた者に対する国の職業あっせんや雇用保険の失業給付等に関する情報提供や手続きの簡素化などにより、被災者の自力復興、安定した生活の早期回復を支援する。

第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1. 租税等の特例措置						
被災した市税納付者の救済措置として、市税の納期限の延長、徴収猶予及び減免について条例に基づき速やかに適切な措置を講ずる。国税、県税等についても同様の措置がとられる。また、保育料についても全部または一部を減免することができるなど、各種特例措置を的確に運用する。						
2. 公共料金等の特例措置						
郵便料金、電話料金、電気料金、ガス料金等の公共料金について、各事業者がそれぞれの基準に基づいて減免や支払い期限延伸などの特例措置を講ずる。						
3. 離職者への措置						
土浦公共職業安定所が実施する臨時職業相談窓口の設置、職業訓練受講指示、職業転換給付金制度等の活用などに対し、市は適切に協力して広報や案内等を行う。県は土浦公共職業安定所と連携して再就職を支援する。						
4. 雇用保険の失業給付に関する特例措置						
土浦公共職業安定所が行う証明書による失業の認定や、激甚災害による休業者に対する基本手当の支給などを適切に案内する。						

第3 主な連携先となる関係機関と役割

連携先	役割
茨城県	県税の減免措置の運用 再就職の支援
国税庁	国税の減免措置の運用
郵政、通信、電気、ガス等の事業者	料金減免等の措置の運用
土浦公共職業安定所	職業あっせん、離職者支援措置、雇用 保険の失業給付

第2節 住宅等被害認定調査

第1 目的

被災家屋の調査、被害認定を的確に行い、被災者へのり災証明書の発行を通じた各種支援措置を組織かつ円滑に実施できるようにする。

第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3 時間	3 時間 ～ 24 時間	24 時間 ～ 3 日	3 日 ～ 7 日	7 日 ～ 1 ヶ月	1 ヶ月 ～
1. 住宅等被害認定調査						
住宅等被害認定調査の内容や体制及び期間等の方針を決定の上、現地調査を実施する。 住宅等被害認定調査及び判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に則って実施する。本市のみで対応できない場合は、県や他自治体等に応援を要請する。 住家等被害認定調査の結果から、り災台帳を作成し、被害を受けた居住者等からの申請により、迅速かつ的確にり災証明書を発行する。						

第3節 災害義援金の配布

第1 目的

関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金の募集及び的確かつ公平な配分により、被災者の自立的生活再建を支援する。

第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3 時間	3 時間 ～ 24 時間	24 時間 ～ 3 日	3 日 ～ 7 日	7 日 ～ 1 ヶ月	1 ヶ月 ～
1. 義援金の募集						
義援金の受付窓口を設置し、県と連携し、報道機関等の協力を得て、募集及び受け付けを実施する。時間経過とともに変わる被災者等のニーズに応じた物資を把握し、募集に反映させる。						
2. 義援金の受付・保管						
受領した義援金は、受付記録を作成して保管手続きを行うとともに、寄託社に受領書を発行する。義援金は、被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座をつくり保管する。						
3. 義援金の配分						
市及び福祉関係団体等により義援金配分委員会を設置し、公平かつ適正な配分方法を協議の上決定する。これに基づき、保健福祉部が被災者に義援金品を的確に配分する。						

第3 主な連携先となる関係機関と役割

連携先	役割
茨城県	茨城県の義援金の配分 義援金の配分方法等についての協議
日本赤十字社	日本赤十字社における義援金の配分

第4節 生活資金の支援・融資

第1 目的

災害弔慰金及び災害障害見舞金等を支給するとともに、災害援護資金等の融資制度を活用し、必要な資金の貸し付けを行い、被災者の早期の生活再建及び生活の安定化を促進する。

第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3 時間	3 時間 ～ 24 時間	24 時間 ～ 3 日	3 日 ～ 7 日	7 日 ～ 1 ヶ月	1 ヶ月 ～
1. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給						
「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいた「つくば市災害弔慰金支給条例」の定めるところにより、一定規模以上の災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。また、災害による負傷または疾病から精神または身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給する。						
2. 生活資金の貸し付け						
「つくば市災害弔慰金支給等条例」に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に、生活建て直しのための災害援護資金の貸し付けを行う。低所得者世帯でそれらによる借入れが難しい世帯には「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規定」に基づき、社会福祉協議会から生活福祉資金の貸し付けを行う。母子家庭、父子家庭及び寡婦に対しては、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき福祉資金の貸し付けを行う。						
3. 住宅復興資金の融資						
「独立行政法人住宅金融支援機構法」の規定による災害復興住宅資金の融資適用が円滑に行えるよう、県と連携し、必要な調査・認定、手続き指導等を行う。						

第3 主な連携先となる関係機関と役割

連携先	役割
つくば市社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付
金融機関等	住宅の建設・補修資金の貸付

第5節 被災者生活再建支援制度の適用

第1 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して被災者生活再建支援金を支給し、被災者が自ら生活再建への意欲を持って自立した生活をできるよう支援する。

第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1. 被災者生活再建支援法の適用手続						
被災者生活再建支援法に基づき、被害状況を把握収集し、「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、適用基準を満たす旨を知事に報告する。						
2. 支援金支給申請手続						
制度の対象となる被災世帯に申請手続き等を説明し、支給申請書に添付が必要な書類を、被災者からの申請に基づき発行する。提出された支給申請書類をとりまとめ、速やかに県に送付する。						
3. 支給金の支給						
支給金は、被災者生活再建支援法人が審査、決定し、申請者に対し支給する。						

第3 主な連携先となる関係機関と役割

連携先	役割
茨城県	とりまとめ、被災者生活再建支援法人への送付

被災者生活再建支援法の適用基準と対象世帯

適用基準	対象世帯
① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号） ② 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号） ③ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号） ④ ①または②に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号） ⑤ ③または④に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で①～③に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）	① 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。 ② 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、またはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯。 ③ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。 ④ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。（②及び③に掲げる世帯を除く）

支援金の支給基準（万円）

被害区分	世帯数	基礎 支援金	加算支援金（基礎支援金との合計）			
			建設・購入		補修	賃借
全壊世帯	複数	100	200	(300)	100 (200)	50 (150)
	単数	75	150	(225)	75 (150)	37.5 (112.5)
大規模 半壊世帯	複数	50	200	(250)	100 (150)	50 (100)
	単数	37.5	150	(187.5)	75 (112.5)	37.5 (75)

第6節 中小企業等の再建支援

第1 目的

被災した中小企業者に対し、金融機関の融資制度等を周知し、活用促進を図ることにより、迅速な経営の回復と安定化を支援する。

第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1. 災害復旧資金の周知・相談						
中小企業への融資の相談窓口を設置し、県や中小企業関係団体と連携して、国、県や金融機関が行う各種融資制度の情報提供を行うとともに、金融の特別措置について周知を図る。						
2. 金融特別措置の要望						
中小企業の再建に必要な資金需要の把握調査、金融機関による貸付手続きの簡易迅速化や貸付条件緩和についての特別措置、金融機関への災害融資特別県費預託等の措置の実施を県に要望する。						

第3 主な連携先となる関係機関と役割

連携先	役割
金融機関	貸付準備、貸付
つくば市商工会	被災中小企業の自立支援
つくば青年会議所	被災中小企業の自立支援

第3章 復興

第1節 復興計画の立案

第1 目的

総合的かつ長期的な視点に立った復興に向けて、体制の整備を図り、地域全体の意見を踏まえた復興方針、復興計画を定めることにより、被災前の地域課題を解決し、地域の環境をより良いものに再生させる復興対策の実施につなげる。

第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1. 復興本部の設置						
市は、県の人的支援も得ながら、市長を本部長とする復興本部を設置するとともに、復興対策推進のための組織体制を整える。						
2. 復興方針の設定						
学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成する復興検討委員会を設置し、復興方針を策定してその内容を市民に公表する。						
3. 復興計画の策定						
復興方針に基づき、市街地復興、産業復興、生活復興に関する方針、その事業手法等を定める復興計画の策定を行う。復興計画は、復興対策事業の進捗に応じて適宜見直しを図るものとする。						
4. 復興財源の確保						
被害状況から復興事業に係る財政需要を算定し、国、県に対し復興財源の補助等を要請する。激甚災害の指定補助や起債、交付税措置や他事業の抑制等により復興財源の確保を図る。必要あるときは災害復興基金の設立を検討する。						

第3 主な連携先となる関係機関と役割

連携先	役割
茨城県	復旧事業対応、財源の確保
水戸財務事務所	財源の確保

第2節 市民生活の復興

第1 目的

住家を失った低所得り災害世帯向けの災害公営住宅の建設をはじめ、民間住宅の建設促進や情報提供等を通じて、被災者の恒久的な住宅の確保、応急仮設住宅の早期解消を図り、生活の安定に資する。また、保健・医療・福祉サービスの充実により、被災者、市民の健康管理や治療の継続、介護や保育サービス等の確保を図る。

第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3 時間	3 時間 ～ 24 時間	24 時間 ～ 3 日	3 日 ～ 7 日	7 日 ～ 1 ヶ月	1 ヶ月 ～
1. 災害公営住宅の建設等						
住宅被害の実態を把握し、災害公営住宅（大規模な災害により住宅被害が発生した場合に、低所得り災害世帯のために国庫の補助を受け整備するもの）の建設、及び既設公営住宅の復旧に関する建設計画を作成し、これに基づき建設または復旧を実施して、特定入居選定基準を作成の上、入居者の選定を行う。						
2. 民間住宅の建設促進						
公営住宅による対応と併せて、民間賃貸住宅の供給を促進し、迅速かつ相応量の住宅供給の確保に努めるとともに、被災者への情報提供を行う。						
3. 保健・医療の充実						
保健・医療サービスの水準維持、充実により、特に、応急仮設住宅入居者や避難者等の健康管理、医療環境の維持、心のケアに努める。						
4. 高齢者・障害者の生活支援						
必要に応じてボランティアの支援も得つつ、介護、介助等が必要な高齢者、障害者への福祉サービスの維持のための体制確保を図ることにより、生活支援に努める。また、日常の移動手段の確保に配慮する。						
5. 次世代育成支援						
関係機関等の連携により、子育て世代を支援する保育サービスの確保、充実を図り、災害により健全な次世代の育成環境が損なわれないように努める。						

第3 主な連携先となる関係機関と役割

連携先	役割
茨城県	災害公営住宅建設等の事業支援
つくば市医師会、つくば市歯科医師会	医療の継続、確保
つくば市社会福祉協議会	福祉サービスの調整
つくば市商工会	次世代育成支援
つくば青年会議所	次世代育成支援

第3節 社会基盤・都市基盤の復旧・復興

第1 目的

被災状況、地域の従前の社会基盤・都市基盤の整備状況、既存の長期計画や広域計画、都市計画における位置づけ等をもとに、都市基盤施設、市街地の復旧・復興の方針、目標、手法等を計画、決定し、災害に強いまちの形成や快適な都市環境の形成を目指す。

第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3 時間	3 時間 ～ 24 時間	24 時間 ～ 3 日	3 日 ～ 7 日	7 日 ～ 1 ヶ月	1 ヶ月 ～
1. 防災性を考慮した都市基盤整備						
自然的、社会的、経済的要因を総合的に勘案し、再度の災害にも被害を最小限にとどめられるよう、防災性を高めた都市基盤施設等の計画を策定し、効果的、効率的な整備を図る。						
2. 都市基盤機能の回復						
被災状況や地域特性を考慮し、道路、河川、砂防施設、公園、緑地等の都市基盤を形成する施設の機能の早期復旧、整備に努め、早期の機能回復を図る。						
3. 被災施設の復元						
被災し、使用できない市所有公共施設について、原状復旧だけではなく、今後の長期的視点による合理的かつ機能的な復旧整備を図る。						
4. 市街地の復興						
都市の復興のために市街地の再編等の改善整備が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、安全性が高く合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。						

第3 主な連携先となる関係機関と役割

連携先	役割
茨城県	各種復旧事業対応

第4節 地域経済復興支援

第1 目的

地域に人々がとどまり、地域の活力が維持できるよう、各事業者の事業継続、中小企業の支援、その他産業支援施策の総合的な実施により、雇用や経済環境を守り、経済活性化を支援する。

第2 実施業務

業務内容	発災後 ～ 3 時間	3 時間 ～ 24 時間	24 時間 ～ 3 日	3 日 ～ 7 日	7 日 ～ 1 ヶ月	1 ヶ月 ～
1. 被災企業の復興支援						
産業団体等関係機関と連携して市内事業所の被災状況を把握し、支援方針や、中長期的な産業復興方針を策定し、それに基づき、被災中小企業等に対する援助、助成措置等の経済復興対策を実施する。						
2. 新たな産業創造						
新たな企業誘致の推進や、産学のコラボレーション等による新産業創造等の支援を図る。従来の産業についても、新分野への事業進出等を積極的に支援する。						
3. 地域産業の活性化促進						
被災した店舗や教育・研究施設等の早期復旧を支援し、小売業者等仮設店舗設置事業、商工業イベント等の支援事業を推進する。						

第3 主な連携先となる関係機関と役割

連携先	役割
つくば市商工会	被災中小企業の自立、産業振興の支援
つくば青年会議所	被災中小企業の自立、産業振興の支援

